

諮問番号：令和5年（処分）諮問第1号

答申番号：令和5年（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

小松島市長（以下「処分庁」という。）による、令和5年2月14日付けで審査請求人に対して行った地方税法第373条及び国税徴収法第47条に基づく同人の財産差押処分（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 平成31年度の固定資産税（第2期から第4期まで。以下「本件固定資産税」という。）について、本来の納期限を過ぎ、差押えとはいえ、本件固定資産税を納付したのであるから、延滞金に係る財産（年金）の差押えは違法又は不当である。また、未納分を現金一括納付する場合は、延滞金は免除されるものである。
- (2) 差押えの直前にその執行に係る通知書が発行されなかったことは違法又は不当である。
- (3) 本件のような高額な延滞金の徴収は違法又は不当である。
- (4) 処分庁による預金の調査は違法又は不当である。

2 審査請求に対する処分庁の弁明書による要旨

本件固定資産税について、審査請求人は、納期限を過ぎても納付がなく、督促状や度重なる催告通知書により納付を催告したにもかかわらず、納付も連絡もないことから、固定資産税に係る徴収金を徴収するため、本件処分を行ったものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 本件固定資産税に係る延滞金発生の有無及び内容

審査請求人は、本件固定資産税を納付したのであるから、延滞金に係る

本件処分は違法又は不当である旨を主張するが、まず前提として、本件固定資産税について、その延滞の事実及び本件処分に基づく配当の方法によって納付がなされたことについては、審査請求人及び処分庁の間で争いはない。そうであるとする、本件固定資産税については、地方税法（以下「法」という。）第369条第1項に基づき、本件固定資産税に係る当初の各納期限の翌日から、本件処分が実施される間までの延滞金（合計額は5万8千円。以下「本件延滞金」という。）が発生しているものと認められ、この点に関する処分庁による計算に誤りがあるとは認められない。

（２） 本件処分に係る手続上の不備の有無

審査請求人は、本件処分の直前にその執行に係る通知書が発行されなかったことを主張するが、法第371条に基づく督促後、財産の差押えにあたり、その執行に係る通知書の発行を要する旨の定めは存在せず、財産の差押えという法的措置の性質上、差押えの直前にその執行に係る通知書を滞納者に送付することは、同人による預貯金の払戻等の方法による執行妨害を招来するおそれがあり妥当とも言えないことから、処分庁が、本件処分の直前にその執行に係る通知書が発行しなかったことについて、違法又は不当であるとは言えない。

また、審査請求人は、処分庁による審査請求人の預金の調査について、違法又は不当を主張するが、処分庁には、国税徴収法第141条に基づく質問・検査権限があり、当該権限には、滞納者の保有する預貯金の有無及び内容に関する質問も含まれると解される。本件においては、法第373条第1項第1号に基づく審査請求人の財産の差押えの前提として、同人の財産の有無及び内容を確認する必要がある、そのために国税徴収法第141条に基づく質問・検査権限があると解されることに照らすと、滞納者の預貯金に係る質問権限の行使が、不当であるとは考え難いことから、処分庁による審査請求人の預金の調査について、違法又は不当であるとは言えない。

（３） 本件固定資産税の延滞金に係る本件処分の違法性又は不当性の有無

審査請求人が負う本件延滞金支払義務については、同義務発生後、本件固定資産税を納付したからといって、当然に義務が消滅するものではない。なお、処分庁には、法第369条第2項に基づき「やむを得ない事由」があると認める場合においては、延滞金額を減免することができるが、審査請求人は、本件延滞金支払義務の免除についても主張するところ、まず、未納分を現金一括納付したからといって係るやむを得ない事由があると認められるものではないことは言うまでもなく、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

また、仮に、審査請求人による、同人の妻の入院費がかかる等の主張を前提にしたとしても、審査請求人に係る年金の支払日（偶数月の15日）の前日である令和5年2月14日時点における本件預金の残高が40万円を超えていたことからすれば、法令の定める差押禁止財産の範囲（国税徴収法第76条第1項第4号、第77条、同法施行令第34条。審査請求人については1月ごとに14万5千円。）に照らし、本件固定資産税の支払いが遅延したことについて「やむを得ない事由」があったとは認めがたいことから、処分庁が、本件延滞金を減免することなく徴収することとしたのは相当であり、本件延滞金徴収の手段として行われた本件処分に係る手続に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件のような高額の前払金の徴収が違法又は不当である旨の主張をしているが、処分庁は、あくまで法に基づいて算出された延滞金を徴収しているに過ぎず、立法論としてはともかく、法の解釈・運用について、係る処分庁の行為が違法又は不当であるとは認められない。

また、審査請求人は、年金の差押えについても疑問を呈しているところ、本件において処分庁が差押えたのは預金の払戻請求権であって年金ではないことを措いておくとしても、処分庁は、審査請求人による年金受給権及び年金に係る差押禁止財産の範囲を勘案して、審査請求人に係る年金の支払日の前日に本件処分を実施したものであり、係る実務上の配慮に照らせば、本件処分に係る原資が実質的に年金であったとしても、関連する処分庁の行為に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	処理内容
令和5年7月18日	審査庁からの諮問
令和5年9月26日	審議

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の規定

法令等の規定については、審理員意見書「第4 理由」第1項の「本件処分内容及び根拠法令」のとおりである。

2 本件処分について

(1) 本件処分に係る手続の適正性について

本件処分は、処分庁が、審査請求人が滞納している本件固定資産税に係る徴収金を徴収するため、地方税法第373条及び国税徴収法第47条に基づき、同人預金の払戻請求権の差押処分を行ったものである。

審査請求人は、納期限を過ぎても納付がなく、督促状や度重なる催告通知書により納付を催告したにもかかわらず、納付も連絡もないことからすれば、審査請求人が自主的に本件徴収金を完納する可能性は極めて低く、かつ、国税徴収法第47条関係の通達の例により、差押財産の選択は徴税吏員の裁量によるところとされているところ、本件処分を行ったことが、処分庁の裁量を超えて不相当であったとは認められない。また、徴収すべき金額についても、法に沿って適正に算定されていると認められる。

(2) 本件処分の違法性及び不当性について

審査請求人は、本件固定資産税を納付したのであるから、延滞金に係る財産の差押えは違法又は不当であり、未納分を現金一括納付する場合は、延滞金は免除されるべきと主張するが、処分庁に、審査請求人の生活状況等を勘案して本件延滞金を減免する裁量があったとは認められず、審査請求人の主張を採用することはできない。また、処分庁は本件処分に関し、審査請求人による年金受給権及び年金に係る差押禁止財産の範囲を勘案するなどの配慮がなされていることから、審査請求人の主張には理由がないものと言わざるを得ず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 審理員手続の適正性等について

審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

小松島市行政不服審査会
会 長 上原 克之
副会長 森 晋介
委 員 鈴木 亜佐美